コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方(平成18年3月13日公表)

(※略称の意義についてはインターネットホームページ公表文を参照)

〇保険業法施行規則(案)について

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
	53条1項	「当該イ又は口に定める事項を記載した書面の交付により、説明を行	コメントを踏まえ、「当該イ又は口に定める事項を記載した書面の交
	8号	うことを確保するための措置」とあるが、損害保険契約の募集形態には	付 <u>その他の適切な方法</u> により、 <u>当該イ又は口に定める事項の</u> 説明を行
4		非対面募集など書面のやりとりを行わず契約が成立するものがある。ま	うことを確保するための措置」とすることとしました。
		た、今後もこれらの募集形態の多様性は拡大するものと思われる。従っ	
		て、セーフティネットの説明方法についても、書面に限定されない多様	
		な方法を認めていただきたい。	
	53条1項	本号の規制について、書面の交付に代えて、その他適切な方法として、	番号1 の「考え方」を参照してください。
	8号	例えば、保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情	
2		報処理組織を使用する方法により提供することが可能となるように同	
		条第2項を改定するか、または本号のうち「書面の交付」の下に「その	
		他適切な方法により」の文言を追加していただきたい。	
	53条1項	本号の書面は、必ずしも現行の保険業法施行規則53条1項9号の書	新施行規則 53 条 1 項 8 号の説明を書面により行う場合において、当
3	8号	面と別の書面にする必要がないことを確認したい。	該書面を新施行規則 53 条 1 項 10 号 (現行の保険業法施行規則 53 条 1
			項9号) の書面と別冊にすることまでは義務づけられていません。
	53条1項	「保険期間の更新」および「保険期間の延長」の意義はそれぞれ何か。	新施行規則 53 条 1 項 8 号口にいう「保険期間の更新」とは、保険期
	8号口	また、「当該更新又は延長前の保険契約の条項に基づくもの」とは、	間満了時に同内容の保険契約を再締結することにより保険期間を実質
		例えば自動継続特約が付帯されている場合など当該保険契約にて積極	的に伸長させること(形式的には保険期間の伸長はない)であり、「保
		的に約定されているものを指すとの理解でよいか。	険期間の延長」とは、保険期間の満了前に契約内容の変更の一種とし
4			て当該保険契約の保険期間を延長するものです。
			「保険期間の更新又は延長」であって「当該更新又は延長前の保険
			契約の条項に基づくもの」とは、貴見のとおり、当該更新又は延長前
			の現に締結されている保険契約の条項又は当該保険契約に付された保
			険特約の規定に基づいて行われる更新又は延長を指すものです。この

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	(つづ	(つづき)	ことを明らかにするため、新施行規則 53 条 1 項 8 号柱書において、「既
	き)		に締結されている保険契約の条項に基づく保険期間の更新又は延長」
			とすることとしました。
	53条1項	販売する保険契約の約款・しおり等において、当該保険契約が生命保	コメントを踏まえ、新施行規則 53 条 1 項 8 号口に「 次の(1) <u>及び(</u> 2)
	8号口	険契約者保護機構の保護の対象になること、死亡保険金額、将来の年金	に掲げる事項」を追加することとしました。
		額等が削減される場合があることをすでに記載し、顧客あて書面の交	すなわち、現在、新施行規則 53 条 1 項 8 号口に掲げる保険契約に該
		付・説明を行うことを確保している場合には、当該保険契約が「補償対	当することとなる保険契約の保険募集に際し、書面の交付その他の適
		象契約」であること、施行規則案 53 条 1 項 8 号口(1)に定める当該契約	切な方法により当該保険契約が保険契約者保護機構による補償の対象
		が「補償対象契約」に該当するか否かの別及び同号口(2)に定める事項	となる旨が説明されることが確保されている場合には、当該実務をも
		を説明するための書面をあらためて準備する必要のないことを確認し	って、新施行規則 53 条 1 項 8 号口(1)の義務は果たすことができます。
5		たい。	しかし、新施行規則 53条1項8号口に掲げる保険契約に該当するこ
			ととなる保険契約の保険募集に際しては、同時に(2)に掲げる事項――
			「[新] 保護命令 50 条の 5 第 3 項に規定する高予定利率契約に該当す
			ることとなる保険契約並びに破綻保険会社・・・に係る当該保険契約が
			同条2項(保護命令50条の11において準用する場合を含む。)及び保
			護命令 1 条の 6 第 2 項又は保護命令 50 条の 14 第 2 項・・・の規定の適
			用を受けること」――が説明されることも確保される必要があります。
			そして、上記現行実務をもって、この(2)に係る義務を果たすことは
			できません。
6	74条	本条にいう「保険金等」とは、保険業法施行規則48条1項1号の「保	そのような理解で結構です。
0		険金、返戻金その他の給付金」のことと理解してよいか。	

	箇所	コメントの概要		コメントに対す	る考え方	
	74条	本条各号に掲げる保険契約には、それぞれ具体的にどのような商品種	新施	新施行規則 74 条各号(および現行の保険業法施行規則 74 条各号)		
		類が該当することとなるのか確認させていただきたい。	に該当することとなる保険契約は、現行以下のとおりです:			
				現行の保険業法施行規則 74条	新施行規則 74 条	
			1号	確定拠出年金保険	[/]	
				団体生存保険	確定拠出年金保険	
				変額年金資金運用基金保険	団体生存保険	
				個人変額保険•個人変額年金保	変額年金資金運用基金保険	
				険	企業年金連合会保険(旧・厚	
					生年金基金連合会保険)	
					国民年金基金連合会保険	
7					新企業年金保険	
					確定給付企業年金保険	
					厚生年金基金保険	
					国民年金基金保険	
			2 号	新企業年金保険	現行なし	
				確定給付企業年金保険		
				厚生年金基金保険		
				国民年金基金保険		
			3 号	企業年金連合会保険(旧・厚生	個人変額保険・個人変額年金保	
				年金基金連合会保険)	険(運用結果に基づく保険金等	
				国民年金基金連合会保険	のいずれかに最低保証が約さ	
					れたものに限る。)	
	74条1号	本号に掲げる運用実績連動型保険契約に該当するのは、《運用結果に	その)ような理解で結構です。		
8		基づき支払われる「保険金等」の全てにつき最低保証が付されていない				
		もの》のみであると理解してよいか。				

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
	75 条の	保険会社は、施行規則案 74条1号に定める運用実績連動型保険契約	新施行規則 75 条の 2・154 条の 2 は、新更生特例法 445 条 3 項の新
	2・154 条	に係る特別勘定に属する財産のみを同案 75条の2に定める方法により	設に伴い新保険業法 118 条 3 項が新設された趣旨を踏まえ、新施行規
	Ø 2	管理しなければならないと定められているが、同案74条2号・3号に	則 74 条 1 号に掲げる運用実績連動型保険契約に係る特別勘定 (特定特
		定める特別勘定については同様の方法で管理する必要はないのか確認	別勘定)の管理についてのみ規定しています。
		したい。	しかし、特定特別勘定以外の特別勘定についても、保険業法をはじ
9			めとする法令、基礎書類等に従って適正な管理を行うことが求められ
			ているほか、貴見が示唆されているとおり、新保険業法 118 条 1 項は、
			特別勘定一般の管理について内閣府令に委任しているところであり、
			今後、保険契約者等の保護または保険業の健全かつ適切な運営のため
			に必要と認められる場合には、内閣府令において特定特別勘定以外の
			特別勘定の管理について定めることも当然ありえます。

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
	75条の2	本号によれば、「特定特別勘定に属する財産を一般勘定の・・・に属	そのような方法で差し支えありません。ただし、コメント(3)に関し
	第1項1	する財産及び特定特別勘定以外の特別勘定に属する財産と明確に区分	ては、当該委託先が混蔵保管することが新施行規則75条の2第1項1
	号	して管理する」にあたり、「管理場所を区別することその他の方法」に	号に反しない場合(証券決済機関において有価証券が混蔵保管される
		よるものとされているが、実務上、原則として以下の方法によることで	場合等)であることが前提となります。
		差し支えないか確認させていただきたい。	なお、コメントの(3)・(4)については、 番号 12 の「考え方」も参照
		(1) 現物を保管している場合にあっては、保管場所を区分する方法	してください。
		(2) 電子的に保管している場合(ペーパーレス化された有価証券等)	
10		にあっては、決済機関等の口座を区分する方法	
10		(3) 保険会社が第三者に財産の管理を委託し、当該委託先が当該財	
		産を混蔵保管している場合は、当該委託先に設ける口座を区分する	
		方法	
		(4) なお、上記に関わらず、国債や国債先物等、現行制度上、口座	
		を勘定毎に区分することができない資産や、一般勘定貸等、物理的	
		に管理すべき資産が存在しない資産については、保険会社の帳簿上	
		で分別管理されていれば差し支えないとの理解でよいか確認させ	
		て頂きたい。	
	75条の2	本号は、《特定特別勘定に属する財産を、保険契約の種類に応じた方	基本的にはそのような理解で結構ですが、保険契約者の持分を把握
	第1項2	法により、保険契約者を判別できる状態で管理すること》を求めている	しこれを帳簿化することが随時可能な体制が確保されていることが求
	号	が、複数の保険契約者に係る財産を合同して運用する合同運用型の特定	められます。
11		特別勘定(特別勘定第一特約等)については、任意の時点で当該特別勘	
		定に属する財産について持分比率等を用い合理的に按分することによ	
		り、保険契約者の持分を把握することが可能な状態で管理すれば足りる	
		と理解してよいか。	

	箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
	75条の2	本項は、保険会社に対し、《特定特別勘定に属する財産の管理を第三	一般論としては、
	第2項	者に委託した場合において、当該第三者が、施行規則案 75 条の 2 第 1	(1) 保険会社において、特定特別勘定に属する財産の管理を相応
		項 1 号に従い特定特別勘定に属する財産の管理を行うことを確保する	の資質能力を有する第三者に委託するための措置が講じられて
		ための十分な体制の整備》を義務づけているが、特定特別勘定に属する	いること、
		財産が、委託先においてその他の財産と区分して管理されていること	(2) 当該第三者が新施行規則 75条の2第1項1号に従い特定特
		を、保険会社と委託先との間で定期的に口座残高の照合を行うこと等に	別勘定に属する財産の管理を行う方法が保険会社と当該第三者
		より確認する体制を整備していれば足りると理解してよいか。	との間において取り決められていること、
12			(3) 上記(2)のとおり定められた方法が当該第三者により遵守され
12			ていることを保険会社が検証・確認することができ、かつ必要に
			応じ是正を求めることができる体制が保険会社と当該第三者と
			の間において確保されていること、
			が求められるものと考えられます。
			ただし、証券決済機関、(信託)銀行、証券会社等の、法令、自主規
			制等に基づき他人の運用資産の管理を行うことを業とする者に特別勘
			定に属する財産の管理を委託している場合には、ご指摘のような体制
			を整備することでも足りると考えられます。

以上